

令和2年度

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業
事業説明資料

(一社)鹿児島県建設業協会 人材育成対策室

～ 目 次 ～

- P1～5 人件費助成要領
- P6 様式一覧表
- P7～25 様式
- P26～27 フロー図
- P28～30 資格研修・技能講習等一覧表
- P31 健康保険・厚生年金保険の保険料額表
- P32 令和2年度の雇用保険料率

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業 人件費助成金交付要領

一般社団法人 鹿児島県建設業協会

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県と一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）が締結した「建設産業担い手確保・育成・定着促進事業業務委託契約」に基づき、協会が担い手確保に要する経費の一部を助成することを目的として交付する建設産業担い手確保・育成・定着促進事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

(助成金交付対象企業)

第2条 助成金交付対象企業（以下「助成企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 鹿児島県内に本店を有し、建設業及び関連する事業（日本標準産業分類の大分類D-建設業、及び大分類L-学術研究、専門・技術サービス業のうち土木建築サービス業[742]に分類されるもの）を営む者であること。
ただし、第7条に定める者を雇用しているものとする。
- (2) 労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守しており、かつ社会保険及び労働保険（以下、「社会保険等」という。）に加入している事業所であること。（適用除外事業所を除く。）
- (3) 県税を滞納していないこと。
- (4) 助成金申請時から支払いがあるときまでの間、破産法、会社更生法、民事再生法等に基づく破産、更生及び再生の手続きを行っておらず、また経営状態が著しく不健全である事業所でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。
- (6) 助成金申請時から支払いがあるときまでの間、本県の建設工事等入札参加資格について指名停止措置を受けていないこと。

(人件費助成の対象者及び助成人数等)

第3条 助成金の支給対象は、「既卒者」及び「女性（既卒者に限る）、外国人（技能実習生を除く）」に区分し、前者については令和元年10月1日以降に、後者については令和2年1月1日以降に助成企業に雇い入れられ、それぞれ令和2年度2月末日までに雇い入れ日から通算して12か月が経過した者とする。

また、雇い入れ日は、社会保険等の加入日とする。

ただし、本事業の対象となる被雇用者が令和元年度建設産業担い手確保・育成事業の対象となっていた場合や、国又は県等の公的機関が行う他の補助金の対象となっている場合は、助成金の交付対象としないものとする。

2 助成金の交付対象となる新規雇用者数は、全体で30名程度とし、その内訳は「既卒者」が27名、「女性、外国人」が3名とする。

ただし、「女性、外国人」において、その枠を超えた申請があったときは、「既卒者」の枠として助成の対象となり得るものとする。

3 女性や外国人であっても、要件を満たせば第1項の「既卒者」として適用できるものとする。

(助成対象経費)

第4条 協会は、次の各号に掲げる経費の一部を助成するものとする。

- ア 賃金（自社の給与規定によること）
給与規定で定められている月額。
ただし、実支給額が、その額を下回る場合は、実支給額を対象とする。
- イ 通勤手当等の諸費用（通勤手当，出勤（精勤，皆勤）手当に限る。）
- ウ 事業主負担分の社会保険料。
ただし、労災保険料は、事業期間内の納付確認が困難なため対象外とする。
- エ 賞与等，企業等の社内規程において労働者への支給が義務付けられているもの。

（助成対象率及び支給月数）

第5条 対象経費に対する助成率等は，次の表とおりとする。

	対象経費に対する助成率	支給上限月額	対象経費算定月
既卒者	3分の1以内	7万円	事業年度の4月から10月(6か月間)
女性，外国人	2分の1以内	10万円	事業年度の4月から12月(9か月間)

（新規雇用者）

第6条 助成金の対象となる新規雇用者は，次の定める各号を満たした者とする。（以下，「新規雇用者」という。）

- ア 第3条を満たす者
 - イ 正社員（期間の定めのない労働者）であること。
 - ウ 常勤雇用（月の勤務日数が20日程度，1日8時間勤務とし，フルタイム勤務（研修等を含む））
ただし，助成企業の就業規則により，常勤雇用を別に定めるときは，当該規則によるものとする。
 - エ 鹿児島県内に在住していること。
 - オ 建設業に係る技術者又は技能労働者として雇用された者であること。
- 2 助成企業は前項に定める事項を証明できる書類（雇用保険被保険者証の会社控え，雇用契約書，就業規則，変形労働時間制に関する協定届等）の写しを協会に提出しなければならない。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする企業は，助成金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号），課税（免税）事業者届出書（様式第3号），人材育成計画書（様式第4号）及び雇用台帳（様式第5号）に次の書類を添えて，協会が別に定める期日までに提出しなければならない。

なお，人材育成計画書とは，新規雇用者の能力開発に効果的な研修（現場での実務経験を積むOJTまたは社内教育，職場外で外部講師等の研修を受講するOFF-JT等）などの計画を企業が定めたもののことを言う。

- ア 前条第2項に定めるもの
- イ 決算報告書の写し
- ウ 給与・賃金規定の写し
- エ 新規雇用者の履歴書
- オ 住所を確認できる書類（免許証，住民票，パスポート等（保険証不可））

（助成金の交付決定）

第8条 協会は，前条の申請書類が提出されたときは，別に定める検討委員会において「建設産業担い手確保・育成・定着促進事業に係る助成対象企業の選定基準」によりその内

容を審査のうえ、助成対象企業及びその対象者を選定し、当該年度の予算の範囲内で助成金の交付を決定するものとし、交付決定の通知は助成金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 一企業が複数の新規雇用者にかかる申請をした場合は、その複数の新規雇用者すべてを対象として交付決定を行う。ただし、交付する助成金は原則として当該複数の新規雇用者のうち1名分とする。
- 3 交付決定を受けた助成企業が何らかの理由により交付要件を満たさなくなった場合の追加の交付決定は、当初申請した企業で交付の決定を受けなかったものを優先して協会が選定のうえ行う。

（助成事業の遂行）

第9条 助成企業は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならない。

- 2 助成企業は、新規雇用者の意思に反して不当な在職を強制してはならない。
- 3 協会は、助成事業の遂行について必要があるときは、当該助成企業に対し、所用の措置を講ずるよう指示することができるものとする。
- 4 助成企業は、第7条で定める人材育成計画書に変更が生じたときは、協会へ変更後の人事育成計画書を提出しなければならない。

（アンケート等への協力）

第10条 助成を受けようとする企業は、県監理課や協会が事業内容改善のために実施するアンケート等に協力しなければならない。

（途中退職者の届け出）

第11条 助成企業は、新規雇用者が、退職・解雇等により雇用が終了した場合は、離職報告書（様式第7号）に、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写しを添えて協会に提出しなければならない。

（立入検査等）

第12条 協会は、助成事業の適正を期するため、助成企業に対し報告させ、又は協会の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告）

第13条 助成企業は、第3条第1項の要件を満たすなど事業が終了したときは、助成事業終了届（様式第8号）、実績報告書（様式第9号）、収支報告書（様式第10号）及び経費集計表（様式第10号別紙）に次に書類を添えて、当該事業年度の3月5日までに協会に提出しなければならない。

- ア 賃金台帳
- イ 社会保険料領収証書（領収済額通知書等）
- ウ 人材育成実施状況報告書（様式第11号）
- エ その他、事業の実施に係る資料

（事業完了検査）

第14条 協会は、助成企業から前条に規定する届出を受理したときは、報告書等の提出書

類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

(助成金の額の確定)

第 15 条 協会は、新規雇用者の通算就労期間が当該事業年度の 2 月末日までに 12 か月に達したこと、その他の助成に必要な要件を満たしており、かつ人材育成実施状況報告書の記載内容、前条に定める事業終了検査の状況等を勘案し、交付に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成企業に助成金交付確定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第 16 条 前条による通知を受けた助成企業は、助成金交付請求書（第 13 号様式）を協会に提出し、助成金の交付を受けることができる。

(交付決定の取消し)

第 17 条 協会は、助成企業が次の各号の一に該当する場合には助成金交付決定を取り消し、助成金を支払わず、若しくは支払った助成金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく事業を履行しないとき又は履行が不完全なとき
- (2) 事業履行について不正な行為があったとき
- (3) 事業の履行に当たり協会の指導・指示に従わないとき又はその職務の遂行を妨げる
とき
- (4) 新規雇用者又は既雇用者が暴力団員等と認められるとき(助成対象事業者の役員等を含む)
- (5) 故意又は重大な過失により協会に損害を与えたとき
- (6) 労働基準法等及び関係法令等に違反する事象が認められるとき
- (7) その他、この助成金交付要領及び協会が別に定める事項に違反したとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用できるものとする。

3 協会は、第 1 項による取消しをした場合においては速やかに当該助成企業に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 協会は、助成金の交付決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 助成企業は、第 17 条第 1 項の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 2.6 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成企業の納付した額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 助成企業は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 2.6 パーセントの

割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

- 4 協会は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成企業の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 5 助成企業は、前項の申請をしようとする場合には、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第20条 助成企業は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、協会と県監理課が協議し、別に定める。

- 2 助成企業は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 3 助成企業は、事業の処理を他に委託してはならない。
- 4 事業の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）により生じた経費は、助成企業が負担する。
- 5 この業務から生ずる一切の法律上の訴訟については、協会の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度 建設産業担い手確保・育成・定着促進事業 「人件費助成事業」に係る書類（様式）

手 続	提 出 様 式	備 考
助成金の交付申請 (要領第7条)	①助成金交付申請書 (様式第1号)	
	②事業計画書 (様式第2号)	
	③課税(免税)事業者届出書 (様式第3号)	
	④人材育成計画書 (様式第4号)	
	⑤雇用台帳 (様式第5号)	
助成金の交付決定 (要領第8条関係)	①助成金交付決定通知書 (様式第6号)	協会→企業
実績報告 (要領第13条)	①助成事業終了届 (様式第8号)	
	②実績報告書 (様式第9号)	
	③収支報告書 (様式第10号)	
	④経費集計表 (様式第10号別紙)	
	⑤人材育成実施状況報告書 (様式第11号)	
助成金の額の確定 (要領第15条)	①助成金交付確定通知書 (様式第12号)	協会→企業
助成金の交付 (要領第16条)	①助成金交付申請書 (様式第13号)	
途中退職者の届け出 (要領第11条)	①離職報告書 (様式第7号)	必要時

※ 各様式の添付書類については、要領を確認してください。

本事業の証拠書類等(※)は、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から、5年間保存してください。(※)助成事業の経理、新規雇用者の雇用、就業状況等を確認できる書類。

(例)● 出納簿、出金伝票、領収書綴り

- 雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の写し
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し
- 労働者名簿、出勤簿、勤務日報及び賃金台帳
- 新たに雇用した労働者と締結した雇用契約書等

オ 就業規則の写し

カ 変形労働時間制に関する協定届の写し 等

(企業情報)

企業側連絡先	所在地	〒	—
	担当者所属		
	担当者職氏名		
	電 話	—	—
	F A X	—	—
	Eメール		

事業計画書（建設産業担い手確保・育成・定着促進事業）

1 企業等の概要

企業名					建設業 許可番号	
主たる事業等						
加入団体（組織）						
（建設業関係）						
社会保険加入状況 （加入団体名）						
従業員数	当事業所全体 （役員含む）	人	うち正規 従業員数	人	うち非正規 従業員数	人
（内訳）	役員数	人	技術系 従業員数	人	技術系 従業員数	人
			事務系 従業員数	人	事務系 従業員数	人
技能・労務者等 の配置状況 ※2	資格等の名称				（うち重複資格者）	（うち役員等）
			人	人	人	
			人	人	人	
			人	人	人	
			人	人	人	

・従業員数等は、申請日現在とする。

※1 正規従業員数には、常勤・フルタイムで雇用期間の定めのない労働契約を締結している従業員（取締役等の役員を除く。）の数を記載してください。

※2 資格等の欄については、事業所内における新規雇用者の職種に関連する人材育成を行うために指導等を行える技術者等の資格等を記載してください。（不足する場合は別紙を添付してください。）

2 事業の対象となる新規雇用者の人数及び職種

新規雇用者数	人		
職種 (具体的に記載)		人	人
		人	人
		人	人

※ 職種については、技能職種一覧または、建設業許可の専任技術者資格区分等を具体的に記載してください。

3 経費内訳書

(単位：月)

令和 2 年度	①人件費（支払額）			非課税	③計	④助成金 見込額	備 考
	基本給	助成対象の 諸手当	法定 福利費	通勤手当②			
4 月分							
5 月分							
6 月分							
7 月分							
8 月分							
9 月分							
10 月分							
11 月分							
12 月分							
1 月分							
2 月分							
計							
支払日	日	締め日	日				

※ 助成金見込額は、交付要領第5条により算出した額を記入すること。

(助成対象経費に対する助成率及び支給月数)

	対象経費に対する 助成率	支給上限月額	対象経費算定月
既卒者	3分の1以内	7万円	事業年度の4月から10月（6か月間）
女性・外国人	2分の1以内	10万円	事業年度の4月から12月（9か月間）

(様式第3号)

課 税 (免 税) 事 業 者 届 出 書

令和 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 藤 田 護 殿

住 所
企 業 名
代表者氏名

印

下記の期間については、消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定による課税事業者（免税事業者）であるので、その旨届け出ます。

記

課税期間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

(様式第4号)

人材育成計画書(建設産業担い手確保・育成・定着促進事業)

企業名		雇用年月日
被雇用者氏名		令和 年 月 日
人材育成体制	責任者 職・氏名	
	指導者 職・氏名	
新規雇用者の業務内容		
保有資格等		
育成計画		
各年度における新規雇用者に対する研修(OJT, OFF-JT問わず)や, 資格試験等の受験のための計画を詳細に記載すること。		
1年目(雇用年度)		
習得技術等		
日付	実施機関	内容等
2年目		
目標		
時期	実施機関	内容等
企業における育成内容		

3年目		
目標		
時期	実施機関	内容等
企業における育成内容		
4年目		
目標		
時期	実施機関	内容等
5年目		
目標		
時期	実施機関	内容等

※ 建設業に1年以上の従事経験がある者や建設業関連学科を卒業した被雇用者については3年目まで、その他の者については5年目まで記載すること。

雇用台帳 (建設産業担い手確保・育成・定着促進事業)

企業名		
事業番号		

1 新規雇用者

氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢		<input type="checkbox"/> 右記以外 <input type="checkbox"/> 障害者
求職時の区分	<input type="checkbox"/> 離職者 (離職した日) 年 月 日 →離職前の状況 <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 学卒未就職者 <input type="checkbox"/> 自営業廃業者 <input type="checkbox"/> 被災求職者 <input type="checkbox"/> その他 (卒業日または廃業日等) 年 月 日				
雇用年月日	令和 年 月 日				
従事する業務					

2 給与

給与締切日	毎月	日	給与支払日	毎月	日		
賞与	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	賞与支給月	月	月	支払日	日
区 分	月額		雇用期間の合計見込額		(うち助成対象見込額)		
基本給	円		円				
諸手当	通勤手当	円	円				
	手当	円	円				
	手当	円	円				
		円	円				
		円	円				
小計	円		円		円		
◆標準報酬月額	円						

※ 助成対象見込額は、交付要領第5条の対象経費算定月にかかる額を記入すること。

3 社会保険等の加入状況

区分	加入の有無	加入年月日
健康保険	有・無	令和 年 月 日
厚生年金	有・無	令和 年 月 日
介護保険	有・無	令和 年 月 日
雇用保険	有・無	令和 年 月 日

4 勤務条件

就業時間	時 分 ~ 時 分 (時間/日)	
一週間当たりの勤務時間	時間	
休日		
その他		

(様式第6号)

鹿建協第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 藤 田 護

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業
「人件費助成事業」助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和2年度建設産業担い手確保・育成・定着促進事業における「人件費助成事業」助成金については、人件費助成金交付要領第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金の交付決定額 金 _____ 円

2 助成金交付対象者 (【】内は、区分を記入すること。)

_____(氏名) _____【 _____】

_____(氏名) _____【 _____】

_____(氏名) _____【 _____】

_____(氏名) _____【 _____】

※ ただし、助成金交付要領第8条第2項ただし書きの規定により、助成金を交付する者は上記のうち1名分となる。

3 交付の条件

- (1) 助成金交付要領に定める要件を満たすこと。
- (2) その他、同要領を遵守すること。

(様式第7号)

令和 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 藤田 護 殿

住 所
企 業 名
代 表 者 氏 名

印

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業「人件費助成事業」離職報告書

令和2年度建設産業担い手確保・育成・定着促進事業における「人件費助成事業」の新規雇用者が下記のとおり離職しましたので、人件費助成金交付要領第11条の規定により、報告します。

記

フリガナ		性別	
新規雇用者氏名			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	生まれ (歳)	
雇 用 期 間	令和 年 月 日)	
	令和 年 月 日	(離職日)	
離 職 の 理 由			

添付書類

1. 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）の写し

(様式第9号)

実績報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 藤田 護 殿

令和2年度建設産業担い手確保・育成・定着促進事業における「人件費助成事業」に関して、下記のとおり実績を報告します。

住 所
企 業 名
代 表 者 氏 名

印

事業助成期間 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

新規雇用者氏名	雇用期間		住所	12か月継続 雇用要件 充足者	うち 助成対象者
	始期	終期			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			

- (注) 1 人件費助成金交付要領第7条に基づき申請した新規雇用者全員分について、氏名を記載してください。
 2 雇用期間について、以下のとおり記載してください。
 始期 → 雇用年月日
 終期 → 12か月の支給要件を充足した者については充足日、途中で退職した者については退職日
 3 「12か月継続雇用要件充足者」及び「うち助成対象者」欄には、それぞれ該当する者に○を記入してください。

(様式第10号)

↓助成対象者に係る区分を選択

既卒者	
女性・外国人	

企 業 名	
事 業 番 号	

収 支 報 告 書

事業費項目		金額		摘要
		助成金に係る分	計	
事業費内訳	新規雇用者の人件費	賃金（第4条ア）		
		通勤手当（第4条イ）		
		出勤手当等（第4条イ）		
		法定福利費（第4条ウ）		(事業主負担)
		賞与等（第4条エ）		
計				
助成対象額				
A. 助成金清算額【既卒者枠】		※助成対象額 × 1/3		
B. 助成金清算額【女性・外国人枠】		※助成対象額 × 1/2		

※ 助成対象額は、別紙「経費集計表」で算出したものを記載する。
※ 1円未満の端数は、切り捨ててください。

(様式第10号別紙-1)

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業「人件費助成事業」

経費集計表（支給対象者：「既卒者」用）

企業名	
事業番号	

氏名： _____ 標準報酬額 _____

月分	賞金等				法定福利費(事業主負担分)				計		助成対象額	
	賞金	通勤手当	出勤手当	賞与等	小計①	健康 保険料	厚生年金 保険料	子ども・子育て 拠出金	雇用 保険料	小計②		月計
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												

(様式第10号別紙-2)

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業「人件費助成事業」

経費集計表（支給対象者：「女性・外国人」用）

企業名	
事業番号	

氏名： _____ 標準報酬額 _____

月分	賞金等				社会保険料(事業主負担分)				計		助成対象額	
	賞金	通勤手当	出勤手当	賞与等	小計①	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	小計②		月計
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												

(様式第11号)

人材育成実施状況報告書(建設産業担い手確保・育成・定着促進事業)

企業名			雇用年月日
被雇用者氏名			令和 年 月 日
人材育成体制	責任者 職・氏名		
	指導者 職・氏名		
雇用初年度育成実施状況			

人材育成計画書(第4号様式)に掲げた新規雇用者の育成計画の実施・進捗状況について記載する。			
習得技術等			
計画記載内容(自動標記)	実施状況	未実施の理由(実施状況が○の場合は、記載不要)	
計画記載以外で実施したもの	日付	内容	
育成計画の変更			

初年度の育成実施状況を踏まえ、人材育成計画の一部を次のとおり変更します。			
雇用年数	実施機関		内容
2年目	前		
	後		
3年目	前		
	後		
4年目	前		
	後		
5年目	前		
	後		

※ 記載欄が不足する場合は、本用紙を複製し作成するか、白紙に記載してください。

(様式第 1 2 号)

鹿建協第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 藤 田 護

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業「人件費助成事業」
助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで終了報告のあった令和 2 年度建設産業担い手確保・育成・定着促進事業における「人件費助成事業」助成金については、人件費助成金交付要領第 15 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金交付確定額 金 _____ 円

(様式第13号)

令和 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 藤田 護 殿

住 所
企 業 名
代表者氏名

印

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業「人件費助成事業」助成金交付請求書

令和 年 月 日付けで交付確定した令和2年度建設産業担い手確保・育成・定着促進事業における「人件費助成事業」について、人件費助成金交付要領第16条の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

請求額 金 円

交 付 確 定 額	円
-----------	---

事業番号	
------	--

(振込先)

金融機関名		銀行		支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他			
口座番号				
口座名義人	(カナ)			

電話番号				

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業 助成金交付フロー

交付申請

助成金交付要領

- 助成金交付要領
第6条 新規雇用者
第7条 助成金の交付申請

- 《提出様式》
- ・助成金交付申請書(様式第1号)
 - ・事業計画書(様式第2号)
 - ・課税(免税)事業者届出書(様式第3号)
 - ・人材育成計画書(様式第4号)
 - ・雇用台帳(様式第5号)
- 《必要書類》
- ・雇用保険被保険者証(会社控え)の写し
 - ・雇用契約書(雇用決定通知書等)の写し
 - ・就業規則の写し
 - ・変形労働協定届の写し
 - ・決算報告書(直近)の写し(貸借対照表・損益計算書)
 - ・給与・賃金規定の写し
 - ・助成対象者の履歴書の写し(写真添付あり)
 - ・助成対象者の住所を確認できる書類
→(免許証・住民票・パスポート等※保険証不可)

交付決定

- 助成金交付要領
第8条 助成金の交付決定
(協会→企業へ)
助成金交付決定通知書(様式第6号)

実績報告

- 助成金交付要領
第13条 実績報告

- 《提出様式》
- ・助成事業終了届(様式第8号)
 - ・実績報告書(様式第9号)
 - ・収支報告書(様式第10号)
 - ・経費集計表(様式第10号別紙)
 - ・人材育成実施状況報告書(様式第11号)
- 《必要書類》
- ・賃金台帳の写し
 - ・社会保険料領収証書(領収済額通知書等)

完了検査

《提出書類》
・実施した研修の修了証等

○助成金交付要領
第14条 事業完了検査

交付確定通知

○助成金交付要領
第15条 助成金の額の確定
(協会→企業へ)
助成金交付確定通知書(様式第12号)

助成金の交付

《提出様式》
・助成金交付請求書(様式第13号)
・社会保険料領収証書(領収済額通知書等)※未提出分

○助成金交付要領
第16条 助成金の交付

離職した場合

《提出様式》
・離職報告書(様式第7号)
《添付書類》
・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し

○助成金交付要領
第11条 途中退職者の届け出
(人材育成対策室へ連絡)

【その他】

- ① 県監理課や協会が行うアンケート等への協力(要領第10条)
- ② 当事業の証拠書類等は、翌年度から5年間保管(要領第20条)
上記の書類、当事業で支出した経費の領収書、会計簿等
その他、当該事業に関する書類

(参考資料)

資格取得研修、技能講習等一覧表（令和2年度計画）

この一覧表は人材育成対策室が人材育成計画を作成する際の参考資料として取りまとめたものであり、実施に当たっては主催者に確認して下さい。

また、この他にも様々な機関により研修や講習等が実施されていることにもご留意ください。

I 建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

	種 別	時間	条 件	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
技能講習	1 足場の組立て等作業主任者	14時間 (2日間)	実務経験3年以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 型枠支保工の組立て等作業主任者	14時間 (2日間)	実務経験3年以上	○		○	○	○		○		○		○	
	3 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	18時間 (3日間)	実務経験3年以上	○	○	○	○	○	○		○		○		○
	4 木造建築物の組立て等作業主任者	14時間 (2日間)	実務経験3年以上	○			○		○		○		○		○
特別講習	5 足場組立て等作業従事者特別教育	6時間		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 石綿使用建築物等解体等業務特別教育	4.5時間					○					○			○
	7 ハーネス型安全帯使用作業特別教育	6・5・4時間		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 丸のこ等取扱い作業従事者教育	4時間			○		○		○		○			○	
	9 振動工具取扱い作業従事者教育	4.5時間			○		○	○		○		○			○
安全衛生教育	10 職長・安全衛生責任者教育	14時間 (2日間)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 足場の組立て等作業主任者能力向上教育	7時間 (1日間)		○				○		○			○		
	12 新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修	7時間 (1日間)		○										○	○
	13 足場等点検実務者研修	4時間				○				○		○			○
	14 熱中症予防指導員研修	3.5時間		○	○	○									
	15 斜面の点検者に対する安全教育	4時間 15分						○			○			○	
	16 職長・安全衛生責任者能力向上教育	5時間 40分						○		○		○			○
17 建設工事従事労働者の安全衛生教育	6時間		・事業場からの要請により、受講者数が10人以上の場合に、日程等調整のうえで施工現場に赴き実施します。 ・この教育を実施すると、国土交通省発注工事及び鹿児島県発注工事の工事成績評定に反映されます。												

II 鹿児島県建設業協会

	種 別	時間	条 件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
階 層 別	1 新規入職者研修	6.5時間 (1日間)	3年 以内								○				
	2 中堅職員研修	6.5時間 (1日間)	入職後 3～5年目							○					
技 士 関 係	3 施工計画書作成研修 (初級編)	6.5時間 (1日間)					○				○				
	4 施工計画書作成研修 (上級編)	6.5時間 (1日間)	未定						○						
	5 二級土木施工管理技術検定 (実地) 受験対策講習	14時間 (2日間)	大卒：実務1年 高卒：実務3年 以上								○				

II 鹿児島労働基準協会

URL : <http://www.kakikyo.or.jp>

	種 別	時間	条 件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地等)			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	車両系建設機械運転 (解体用)			○		○		○			○			○	
	フォークリフト運転			○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
	不整地運搬車運転				○								○		
	小型移動式クレーン運転			○	○	○	○	○	○		○	○			○
	床上操作式クレーン運転			○	○		○	○	○		○		○		○
	玉掛け			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高所作業車運転				○	○		○	○	○	○		○	○	
	ガス溶接			○						○		○			○
	有機溶剤作業主任者					○		○		○		○		○	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者				○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者				○		○		○		○		○		
	石綿作業主任者						○							○	
乾燥設備作業主任者									○						
建築物等の鉄骨の組立等作業主任者									○						

教習	移動式クレーン運転実技教習				○			○			○		○		○	
特別教育	小型車両系建設機械運転 (整地等)							○			○					○
	ローラー運転				○		○						○			
	クレーン運転				○		○	○	○		○		○		○	
	アーク溶接等				○		○	○		○		○		○		
	研削といし(自由研削用)					○		○				○		○		○
	巻上げ機運転					○					○				○	
	低圧電気取扱業務						○				○		○			○
	酸素欠乏・硫化水素危険作業				○							○				
	粉じん作業									○						
	フルハーネス型墜落制止用器具						○					○			○	
養成講習	安全衛生推進者						○				○					○
	衛星推進者								○			○				
その他教育	安全管理者選任時研修				○					○				○		
	職長教育					○		○	○		○		○			○
準備講習	第1種衛生管理者準備講習					○										
	第2種衛生管理者準備講習						○									

令和2年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和2年3月分～適用
 ・介護保険料率:令和2年3月分～適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用
 ・子ども・子育て拠出金率:平成31年4月分～適用

(鹿児島県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.25%		12.04%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,945.0	2,972.5	6,983.2	3,491.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,970.0	3,485.0	8,187.2	4,093.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,995.0	3,997.5	9,391.2	4,695.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	9,020.0	4,510.0	10,595.2	5,297.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	10,045.0	5,022.5	11,799.2	5,899.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,660.0	5,330.0	12,521.6	6,260.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,275.0	5,637.5	13,244.0	6,622.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	12,095.0	6,047.5	14,207.2	7,103.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,915.0	6,457.5	15,170.4	7,585.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,735.0	6,867.5	16,133.6	8,066.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,555.0	7,277.5	17,096.8	8,548.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,375.0	7,687.5	18,060.0	9,030.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,400.0	8,200.0	19,264.0	9,632.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,425.0	8,712.5	20,468.0	10,234.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,450.0	9,225.0	21,672.0	10,836.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,475.0	9,737.5	22,876.0	11,438.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,500.0	10,250.0	24,080.0	12,040.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,550.0	11,275.0	26,488.0	13,244.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,600.0	12,300.0	28,896.0	14,448.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,650.0	13,325.0	31,304.0	15,652.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,700.0	14,350.0	33,712.0	16,856.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,750.0	15,375.0	36,120.0	18,060.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,800.0	16,400.0	38,528.0	19,264.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,850.0	17,425.0	40,936.0	20,468.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	36,900.0	18,450.0	43,344.0	21,672.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	38,950.0	19,475.0	45,752.0	22,876.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	42,025.0	21,012.5	49,364.0	24,682.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	45,100.0	22,550.0	52,976.0	26,488.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	48,175.0	24,087.5	56,588.0	28,294.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	51,250.0	25,625.0	60,200.0	30,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	54,325.0	27,162.5	63,812.0	31,906.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	57,400.0	28,700.0	67,424.0	33,712.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	60,475.0	30,237.5	71,036.0	35,518.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	63,550.0	31,775.0	74,648.0	37,324.0	113,460.00	56,730.00
35	650,000	635,000	665,000	66,625.0	33,312.5	78,260.0	39,130.0		
36	680,000	665,000	695,000	69,700.0	34,850.0	81,872.0	40,936.0		
37	710,000	695,000	730,000	72,775.0	36,387.5	85,484.0	42,742.0		
38	750,000	730,000	770,000	76,875.0	38,437.5	90,300.0	45,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	80,975.0	40,487.5	95,116.0	47,558.0		
40	830,000	810,000	855,000	85,075.0	42,537.5	99,932.0	49,966.0		
41	880,000	855,000	905,000	90,200.0	45,100.0	105,952.0	52,976.0		
42	930,000	905,000	955,000	95,325.0	47,662.5	111,972.0	55,986.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	100,450.0	50,225.0	117,992.0	58,996.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	105,575.0	52,787.5	124,012.0	62,006.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	111,725.0	55,862.5	131,236.0	65,618.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	117,875.0	58,937.5	138,460.0	69,230.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	124,025.0	62,012.5	145,684.0	72,842.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	130,175.0	65,087.5	152,908.0	76,454.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	136,325.0	68,162.5	160,132.0	80,066.0		
50	1,390,000	1,355,000	~	142,475.0	71,237.5	167,356.0	83,678.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.25%)に介護保険料率(1.79%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 34(31)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和2年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は年間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.34%)を乗じて得た額の総額となります。

令和2年度の雇用保険料率について

～令和元年度から変更ありません～

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和2年3月31日に国会で成立しました。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります（令和元年度から変更ありません）。
 - 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
 - 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

令和2年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 （失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）			② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
		①	②	③				
一般の事業		3/1,000	6/1,000		3/1,000	3/1,000	9/1,000	
(元年度)		3/1,000	6/1,000		3/1,000	3/1,000	9/1,000	
農林水産・ 清酒製造の事業 ※		4/1,000	7/1,000		4/1,000	3/1,000	11/1,000	
(元年度)		4/1,000	7/1,000		4/1,000	3/1,000	11/1,000	
建設の事業		4/1,000	8/1,000		4/1,000	4/1,000	12/1,000	
(元年度)		4/1,000	8/1,000		4/1,000	4/1,000	12/1,000	

(枠内の下段は令和元年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020401保01